

(CC1) 国際戦略委員会規則

平成9年5月28日	制 定
平成18年3月23日	一部改正
平成20年7月18日	〃
平成23年11月18日	〃
平成24年5月11日	〃
平成24年6月29日	〃

(目的)

第1条 国際戦略委員会（以下「委員会」という。）は、土木学会に係る国際活動について、中・長期かつ総合的な観点から方針や戦略を検討するほか、他の関連委員会と協力・連携し、国際センターにおける戦略の具体化・展開を通じて、土木技術者及び建設産業の国際活動を支援することにより土木工学の進展と社会の発展に資することを目的とする。

(活動)

第2条 委員会は、次の活動を行う。

- (1) 土木学会の国際戦略に関すること
- (2) 国際的な情報発信に関すること
- (3) 国際貢献に関すること
- (4) 学会活動の国際化
- (5) 海外の学協会との協力協定に関すること
- (6) 海外支部に関すること
- (7) 海外在住会員に関すること
- (8) その他、国際活動に関すること

(存続期間)

第3条 委員会の存続期間は、土木学会委員会規程第2条第1項による。

(構成)

第4条 組織構成は、委員会および委員会の業務を補佐する幹事会とする。また、委員会は、必要に応じて期間を限定して小委員会・分科会（以下「小委員会等」という。）を設置することができる。

2 委員会の構成員は、委員長1名、副委員長1名、委員兼幹事長1名、委員兼副幹事長1名、および委員20名以内（うち委員兼幹事10名以内）、ならびに委員会顧問（若干名）とする。

3 役職者の職務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、委員会活動を総括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時または欠けたる時は、その職務を代行する。
- (3) 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会活動を総括する。
- (4) 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時または欠けたる時はその職務を代行する。
- (5) 小委員会には小委員長を、分科会には主査を置くことができる。委員の人数は必要最小限とする。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第5条 委員長・委員等の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、会長が指名し、委嘱する。

- (2) 副委員長は、国際部門担当理事の中から互選とし、会長が委嘱する。
 - (3) 委員は、会長が指名する国際部門担当理事および会員の中から委員長が選任する者とし、会長が委嘱する。
 - (4) 幹事長・副幹事長・幹事は、委員の中から委員長が選任し、会長が委嘱する。
 - (5) 小委員会等の小委員長・主査は、国際委員会委員の中から委員長が選任し、会長が委嘱する。
 - (6) 小委員会等の委員は、小委員長・主査が選任し、会長が委嘱する。
- 2 国際部門担当理事である委員の任期は、当該理事の期間とする。他の委員・幹事・委員会顧問の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。また、原則として半数交代とする。ただし、任期終了後、新委員長が決定されるまでの間は、前任委員長が委員長の職務を継続して実施することとする。

(専門委員)

第6条 委員会に、第2条の活動を推進するため、必要に応じて、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員長が選任し、会長が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、専門委員に対し、委員会への出席を求めることができる。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、委員長が招集する。委員会は、原則として年2回開催する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催にかえることができる。

(事務局)

第8条 委員会の担当事務局は国際センターとする。

(規則の変更)

第9条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則

この内規に定めのない事項で重要な案件が生じた場合は、国際部門会議において協議・決定する。

附則（平成9年5月28日 理事会議決） この内規は、平成9年5月28日から施行する。

附則（平成18年3月23日 理事会議決） この変更内規は、平成18年3月23日から施行する。

附則（平成20年7月18日 理事会議決） この変更内規は、平成20年7月18日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則（平成24年5月11日 理事会議決） この変更規則は、平成24年4月16日から施行する。

附則（平成24年6月29日 理事会議決） 委員会の名称を国際委員会から国際戦略委員会に改める。この変更規則は、平成24年6月29日から施行する。